

Column 知財の国際舞台から

Vol.45 「知財のビートを感じて」

WIPO 事務局長補 夏目 健一郎

1. 世界知的財産の日

4月26日は「世界知的財産の日」である。2000年、WIPOの加盟国は知的財産に関する一般的な理解を深めることを目的として、1970年にWIPO設立条約が発効した4月26日を「世界知的財産の日」として指定したのが始まりである。

2. 知財と音楽

世界知的財産の日は毎年テーマを定めており、今年のテーマは「知財と音楽」である。世界各国で4月26日の時期を中心に知的財産に関するイベントなどが開催され、知的財産がより身近になる機会を提供している。日本においてもWIPO日本事務所が4月23日にイベントを開催したので、足を運んでいただいた方もおられるかもしれない。

3. 著作権だけ？

知財と音楽の関係となるとまず思い浮かぶ知財は著作権ではなからうか。作曲された楽曲、そして歌詞は著作物として保護の対象になる。

では特許と音楽の関係はどうであろうか。特許といえば発明、技術であるが、最近のテクノロジーといえば、やはりAIは外せないところ

である。今やAIにプロンプトを入力すれば数秒で歌詞を作詞してくれる。また作曲してくれるAIツールもいくつも公開されている。カセットテープ、CD、MD、mp3など音楽のフォーマットもその時々技術の成果である。また音楽を再生するプレーヤーも技術とともに進化を遂げ、専用の音楽再生プレーヤーも存在はするが、むしろスマートフォンで音楽を聴く人の方が多いくらいではないだろうか。

楽器は元々は弦をはじく、管を吹く、楽器を叩くなどにより物理的に音を奏でていたが、技術の進歩により電子楽器が登場した。WIPOのデータベース、Patentscopeで検索すると日本語で「電子楽器」をキーワードするだけでも3,000件以上、英語を含めた各種言語も含めると3万2,000件以上の特許文献がヒットする。コンピュータ上で音楽を作るDTM (Desk Top Music) はプロだけのものではなく、素人にも手が届くものである。

ドイツの洞くつで発見されたハゲワシの骨で作られたフルートは4万年前のもので、今のところ人類最古の楽器とされている¹。その頃にはまだ特許制度はなかったが、比較的最近になって発明された電子楽器ではない楽器もある。

る。1840年代にその名もアドルフ・サックスが発明した楽器がサクソフォンである。当時は特許制度もしっかり制定されており、その後1846年には特許も取得している。

商標と音楽の関係はといえば、これも色々ある。様々な楽器メーカーは当然ブランド名を商標として守っている。また楽器に関係なくとも、製菓企業、電子マネー、洗剤といった例ではサウンドロゴといって音の商標を取っているケースもある。

ビートルズのレコードレーベルであるアップル・レコードの所有者である英国アップル社 (Apple Corps Ltd.) はコンピュータやスマートフォンで知られる米国アップル社 (Apple Inc.) と長年にわたってAppleの名称とロゴの使用に関して法廷闘争を繰り返し広げていた (2007年に和解)²。

このように音楽は著作権にとどまらず様々な知的財産権と関係があると言える。

4. 世界知的財産の日以外も

人類共通の言語であると言われる音楽と、音楽の未来を形作り、その鼓動を感じさせる新しいサウンドやスタイル、テクノロジーを創り出している才能豊かなクリエイターや発明者、起業家たちが知的財産を活用してさらに活躍して色々な音楽を届けてくれればと思う。

そして、世界知的財産の日をきっかけに、身近な音楽を楽しむ際、そこに知的財産が関わっていることにも思いを巡らせていただけると嬉しい。その知的財産があることにより、素晴らしい音楽がより価値があるものとして再認識されることを期待したい。

¹ <https://natgeo.nikkeibp.co.jp/nng/article/news/14/1358/>

² <https://japan.cnet.com/article/20342364/>

NATSUME, Ken-Ichiro (WIPO 事務局長補)

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、PCT国際協力部長、PCT法務・国際局上級部長を経て、2021年1月から現職。なお、本稿は筆者個人の見解に基づくものであり、筆者の所属するWIPOの見解ではない。